



よくある質問にお答えします



いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。

利用するための申込は、マイナポータルでできます。



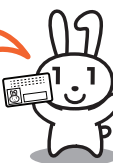
どこの病院や薬局で使えるの？

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

交付申請書記載の申請書IDが必要だよ



申請書IDを入力！



証明用写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダーにかざす**。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がり早いスマホでの申請がおすすめ！



交付申請書をお持ちでない方は、

マイナンバーカード 郵便

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー 受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については
24時間365日受付!

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27



マイナンバーカードの申請方法はこちら↓



2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん



内閣府



総務省



厚生労働省

2021年3月(予定)から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

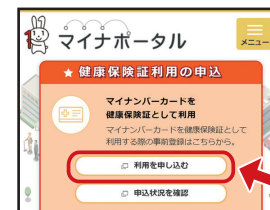


2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。



利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

ここをクリック!

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報
は記録されません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



どんないいことが? 6つのメリット

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える!

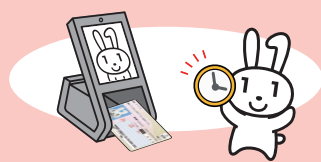
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 3 手続きなしで限度額 以上の一時的な支払 が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の 質が向上!

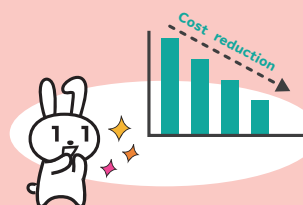
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT! 5 医療保険の事務 コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT! 6 医療費控除も カードで便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

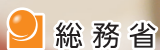


利用申込受付開始！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能

☑ まずは必要なものをチェック！



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



ここをクリック！

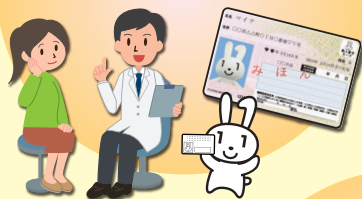
ウラ面も見てね！



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

● 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



マイナンバーカードの
申請はお早めに！

● 2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

● 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

- まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を**令和2年11月から順次開始**しています。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定者等を除く方が対象となります。

- 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、**令和3年3月までに送付を行う予定**です。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

- 交付申請書の右下にある**QRコード**をスマートフォンなどで**読み取り**、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、**オンラインで簡単に申請**ができます。

➤ 申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求めることは一切ありません。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

- 交付手数料は**無料**です。
この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。



個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

【氏名】 姓 山田 名 太郎 性別 男 生年月日 4430 3000 0000 0000 0310 283

【住所】 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

【顔写真】 顔写真の貼付欄に顔写真を貼付してください。

【電子証明書の発行/更新】 希望する場合は「希望する」を選択してください。

【QRコード】 QRコードを読み取り、オンラインで申請してください。

【メールアドレス】 メールアドレスを登録してください。

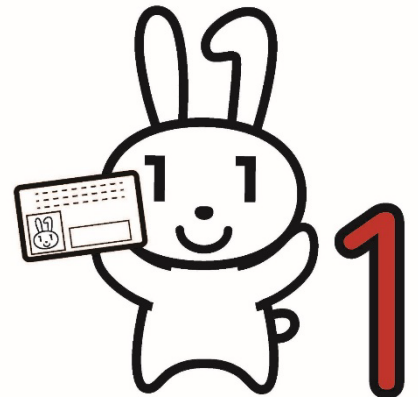
【メール連絡用氏名】 メール連絡用氏名を登録してください。

【顔写真データ】 顔写真データを登録してください。

【生年月日】 生年月日を登録してください。

【QRコード】 QRコードを読み取り、オンラインで申請してください。

QRコード付き交付申請書



出張申請受付方式について

1 出張申請受付方式とは

(1) 概要

- ・ 出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式。
- ・ 受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードの受取りが可能。

(2) 申請者（従業員等）のメリット

- ・ 出張申請受付方式の場合、後日自宅にマイナンバーカードが郵送されるため、カードの受取に係る負担を軽減できます。
- ・ 施設等に入所されている方や仕事の都合により役所に出向くことが困難な方もカードの取得が容易になります。

2 マイナンバーカード申請窓口設置について

(1) 基本的考え方

事業所・市区町村の事務負担を最小限としつつ、事業所利用者の一定数以上を確実にマイナンバーカード申請窓口へ誘導できるよう、管轄市区町村との調整等のうえ、事業所等に管轄市区町村によるマイナンバーカード申請窓口を設置する場合には、事業所と管轄市区町村との間での協議の上、窓口を設けることとする。

(2) マイナンバーカード申請窓口設置までの標準的な流れ

- ① 管轄市区町村あてにマイナンバーカード申請窓口の設置の要請【約30日前】
- ② 管轄市区町村との打ち合わせ
 - ・ 実施日、想定される人数、市区外在住者の受付の可否
 - ・ 事業所職員と市区町村職の役割分担、事業所への依頼事項の説明・確認
 - ・ 申請当日のタイムスケジュール
 - ・ 事業所内での広報・周知、申請当日に必要な書類等事前配布
 - ・ 会場や物品（机・椅子）の手配
- ③ 事業所による窓口設置についての利用者への事前周知
 - ・ 事業所内における窓口設置日時周知のためのポスター掲示・チラシ配付等利用者への設置周知等
 - ・ 窓口設置当日のマイナンバーカード申請に必要な書類等を併せて周知
- ④ 窓口設置当日の流れ
 - ・ 事業所内（会議室等）にマイナンバーカード申請窓口を設置
 - ・ 利用者に対し、マイナンバーカード申請窓口への誘導